

# 産業衛生 レポート

No.537

2024年6月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

## 令和6年度「全国安全週間」の実施について

(令和6年4月12日 厚生労働省発表)

本年も令和6年度全国安全週間実施要綱に基づき、7月1日から7月7日までを安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、全国一斉に積極的な活動が計画されています。

### 令和6年度スローガン

「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」

[令和6年度全国安全週間実施要綱](#)には、実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項や、実施者が継続的に実施する事項がまとめられており、リスクアセスメントによる機械設備の安全化、作業方法の改善、SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメントの実施や、製造業における労働災害防止対策として、機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施、転倒防止対策や熱中症防止対策などが記載されています。この機会に、再度ご確認と労働災害防止措置の徹底をお願いします。

### ● 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

### ● 実施者が継続的に実施する事項

- (1) 安全衛生活動の推進
  - ① 安全衛生管理体制の確立
  - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
  - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
  - ④ リスクアセスメントの実施
  - ⑤ その他の取組
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
  - ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
  - ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
  - ③ 建設業における労働災害防止対策
  - ④ 製造業における労働災害防止対策
  - ⑤ 林業の労働災害防止対策
- (3) 業種横断的な労働災害防止対策
  - ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
  - ② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ③ 交通労働災害防止対策
- ④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

詳細は以下をご確認ください。

[令和6年度全国安全週間実施要綱\[171KB\]](#)

## 労働安全衛生法 第 20 条、21 条および 25 条に基づく立入禁止や退避等の「危険性」に係る関係省令が改正、令和 7 年 4 月 1 日施行されます

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 6 年 4 月 30 日 厚生労働省令第 80 号）

労働安全衛生法（以下、安衛法）第 22 条に基づいて定めている「有害性」に係る関係省令の規定については、労働者以外の者についても必要な保護の対象とするための労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 82 号）が制定されている（令和 5 年 4 月 1 日 施行済み）。

この度、安衛法第 25 条に基づく「災害発生時等の作業場所からの退避」や安衛法第 20 条、第 21 条に基づく「立入禁止等」の「危険性」についても、雇用関係や請負関係にかかわらず、当該場所で作業に従事する者を対象とするため、関係省令について所要の改正を行う。

### ● 改正の概要

#### (1) 改正省令

次に掲げる省令について、(2)～(4)のとおり所要の規定の改正を行う。

- ・労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
- ・クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）
- ・ゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 35 号）

#### (2) 安衛法第 20 条、第 21 条及び第 25 条に基づく立入禁止、退避等の危険を防止するために必要な措置の対象範囲の拡大

安衛法第 20 条、第 21 条及び第 25 条に基づき、危険な場所への立入禁止、特定の場所での喫煙禁止、事故発生時の特定の場所からの退避等の事業者が講ずる措置の対象範囲を、労働者から作業に従事する者（※）とする改正を行う。

※ 上記の「作業に従事する者」には、作業場で何らかの作業（現場監督や資材の搬入・積卸し等の作業も含む。）を行っていても、危険有害作業を行っている事業者とは契約関係がない事業者やその労働者、個人事業者やその家族就業者、資材搬入業者も含まれる。（ただし、一般の見学者や単なる通行人等は含まれない。）

#### (3) 労働者以外の作業に従事する者の遵守義務

事業者が行う立入禁止、退避等の措置で、労働者以外の者も措置対象とするもののうち、労働者に遵守義務を課しているものについては、労働者以外の者に対しても同様の遵守義務（罰則なし）を課することとする。

#### (4) その他所要の改正を行う。

### ● 根拠法令

安衛法第 27 条第 1 項及び第 115 条の 2

## ● 施行期日等

公布日：令和 6 年 4 月 30 日

施行期日：令和 7 年 4 月 1 日

詳細は以下をご確認ください。

【省令】[労働安全衛生規則等の一部を改正する省令\(令和6年4月30日厚生労働省令第80号\)](#)【概要】[労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案について\(概要\)](#)【パブリックコメント】[「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について](#)

## 令和 7 年度 濃度基準値の設定等について (追加 112 物質)

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件 (令和 6 年 5 月 8 日 厚生労働省告示第 196 号)

「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について (令和 6 年 5 月 8 日 基発 0508 第 3 号)

「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」(令和 5 年厚生労働省告示第 177 号。以下「濃度基準告示」という。)に規定される濃度基準値対象物質として、アクリル酸等、112 物質を追加するとともに、物質ごとに濃度基準値が定められた。以下に概要を示す。

(1) 適用期日：令和 7 年 10 月 1 日

## (2) 細部事項

## 1 主な対象物質

2-アミノエタノール, エチレンジアミン, オゾン, 過酸化水素, カーボンブラック, クロム, 酢酸, 酸化亜鉛, シクロヘキサン, 水酸化カルシウム, トリエタノールアミン, 二酸化窒素, フタル酸エステル類, PGME, HDI, メタクリル酸, メタクリル酸メチル 他

## 2 ジクロロベンゼンは、パラ-ジクロロベンゼンに限る

3 複数の異性体が存在し、異性体それぞれに濃度基準値が定められているものが混在する場合、定められた異性体ごとに濃度基準値が適用されるものであること。

## 4 その他

濃度基準値等の細部事項については、「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の適用について」(令和 5 年 4 月 27 日付け基発 0427 第 1 号)の第 2 において示しているとおりで、特に、内容を改正していない。

## (3) その他

「保護具着用管理責任者の選任、管理すべき事項等の改正について」(令和 4 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 9 号)の第 4 の 2 (1) の改正)は、次表のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>2 保護具着用管理責任者の選任、管理すべき事項等</p> <p>(1) 安衛則第 12 条の 6 第 1 項関係 (略)</p> <p>これらの職務を行うに当たっては、<a href="#">令和 5 年 5 月 25 日付け基発 0525 第 3 号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」</a>及び<a href="#">平成 29 年 1 月 12 日付け基発 0112 第 6 号「化学防護手袋の選択、使用等について」</a>に基づき対応する必要があることに留意すること。</p>	<p>2 保護具着用管理責任者の選任、管理すべき事項等</p> <p>(1) 安衛則第 12 条の 6 第 1 項関係 (略)</p> <p>これらの職務を行うに当たっては、平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207006 号「防じんマスクの選択、使用等について」、平成 17 年 2 月 7 月付け基発第 0207007 号「防毒マスクの選択、使用等 について」及び平成 29 年 1 月 12 日付け基発 0112 第 6 号「化学防護手袋の選択、使用等について」に基づき対応する必要があることに留意すること。</p>

濃度の基準値適用物質の一覧、その他 詳細については以下の通達などをご確認ください。

【濃度の基準値等(一覧)】[労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等\(一覧\)\(令和 6 年 5 月 8 日更新、令和 7 年 10 月 1 日適用物質の追記\)](#)

【告示】[労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件\(令和 6 年 5 月 8 日厚生労働省告示第 196 号\)](#)

【通達】[「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について\(令和 6 年 5 月 8 日基発 0508 第 3 号\)](#)

【パブリックコメント】[「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件\(案\)に関する意見募集について」](#)に対して寄せられた御意見について

【関係通達】

- ・[労働安全衛生規則第 577 条 の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の適用について\(令和 5 年 4 月 27 日付け基発 0427 第 1 号\)](#)
- ・[労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について\(令和 4 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 9 号\)](#)
- ・[防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について\(令和 5 年 5 月 25 日付け基発 0525 第 3 号\)](#)
- ・[化学防護手袋の選択、使用等について\(平成 29 年 1 月 12 日付け基発 0112 第 6 号\)](#)

上記、改正に伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針 (令和 5 年 4 月 27 日付け技術上の指針公示第 24 号。) についても、所要の改正が行われています。

詳細は以下をご確認ください。

【通達】[「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」について\(令和 6 年 5 月 8 日基発 0508 第 1 号\)](#)

【パブリックコメント】[「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件\(案\)に関する御意見の募集について」](#)に対して寄せられた御意見について(令和 6 年 5 月 8 日公表)

## 作業環境測定基準等の一部が改正されました

作業環境測定基準等の一部を改正する告示 (令和 6 年 4 月 10 日 厚生労働省告示第 187 号)  
 作業環境測定基準等の一部を改正する告示の適用について (令和 6 年 4 月 10 日 基発 0410 第 1 号)

=====  
今般、現状の測定技術等を踏まえ、個人サンプリング法の対象物質等をさらに追加するため、作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号。以下「測定基準」という。）及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（[令和 4 年厚生労働省告示 第 341 号](#)。以下「第三管理区分告示」という。）について所要の改正を行った。また、有機溶剤等の量に乘すべき数値（昭和 47 年労働省告示第 122 号。以下「有機溶剤告示」という。）において、「その他の接着剤」など多数の製品が含まれる区分に対する数値について所要の改正を行った。

適用期日は令和 7 年 1 月 1 日。

（ただし、有機溶剤告示関係に係る規定及び当該規定に係る経過措置については令和 6 年 7 月 1 日）

詳細は以下をご確認ください。

【告示】 [作業環境測定基準等の一部を改正する告示\(令和6年4月10日厚生労働省告示第187号\)](#)

【通達】 [作業環境測定基準等の一部を改正する告示の適用について\(令和6年4月10日基発0410第1号\)](#)

【通達】 [個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの一部改正について\(令和6年4月10日基発0410第2号\)\(PDF,67KB\)](#)

[別添1\(PDF,258KB\)](#) [別添2\(PDF,402KB\)](#) [別添3\(PDF,63KB\)](#) [別記\(PDF,396KB\)](#)

【パブリックコメント】 [「作業環境測定基準等の一部を改正する告示\(案\)に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について](#)

---